

飼養衛生管理基準に係る指導指針（案）

1 目的

本指針は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3第1項の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）について、家畜（牛、豚及び鶏をいう。以下同じ。）の所有者（家畜の管理者が別にあるときはその者。以下同じ。）が遵守するための助言及び指導並びに法第12条の4に基づく勧告及び命令（以下「助言等」という。）を行うに当たって留意すべき事項を示し、これらの取組の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 飼養衛生管理基準設定の趣旨

食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産から消費に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。

家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農林水産省令（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）。以下「規則」という。）に定めるとともに、当該家畜の所有者に基準の遵守を義務付けることとされた（法第12条の3）。

また、その実効性を確保するため、基準に違反している者に対しては、都道府県知事が、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告し、さらに、勧告に従わない者に対しては、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされ、この命令に違反した場合には罰則が適用されることとされた。

3 飼養衛生管理基準に係る助言等に当たって留意すべき事項

(1) 助言及び指導の実施について

法第12条の4においては、家畜の所有者による基準の遵守を確保するための措置として、都道府県知事による勧告及び命令について規定されている。しかしながら、基準は、日常の適切な衛生管理の履行による家畜の伝染性疾病の発生予防を通じ、生産段階において食品の安全性の確保を図っていくことを第一の目的としており、家畜の所有者が自発的かつ持続的に管理の改善を図っていく方向に誘導するよう、勧告に先立って適切に助言・指導していくことに主眼を置く必要がある。

また、基準の遵守状況の確認のための、法第51条に基づく農場への立入検査は家畜防疫員により、また、勧告及び命令は都道府県知事により、それぞれ行われることとされているが、基準に基づく衛生管理の向上を図るための助言及び指導については、従前から行われている衛生管理に係る指導と同様、都道府県関係者のみならず、民間の獣医師等、家畜の伝染性疾病の発生予防に関する知見に精通した者により広く行われ、基準の遵守が徹底されることが重要である。

なお、勧告及び命令の適正な実施を図るため、立入検査等は、複数の者により実施することが望ましい。また、国及び都道府県は、講習会や事例報告会の実施等により助言等を行う者の能力の向上及び標準化を図る。

(2) 「一 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。」について

この規定は、家畜の糞、尿、唾液、乳等に伝染性疾病の病原体が含まれていた場合、これらが畜舎、器具、機械、作業衣、作業靴等あるいは家畜の体に付着して他の家畜へ伝播する可能性があることから、この経路を遮断することを目的としている。

このため、家畜の所有者は、家畜の種類及び用途、農場の飼養形態、飼養規模、畜舎の構造等を踏まえ、日常の飼養管理の一環として、畜舎及び飼養管理や搾乳、集卵等に用いられる器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、作業衣、作業靴、手袋、前掛け等の洗浄、交換等を行うことによりこれらを清潔に保つ必要がある。

また、飼養している家畜についても、敷料の交換、ブラッシング等を行うほか、必要に応じ家畜の配置、畜舎の構造等を工夫することにより清潔に保つ必要がある。

これらの措置により、畜舎等について常に糞等の付着が全くないことが理想的であるが、家畜の飼養管理においては、これを完全に防ぐことは困難であるので、本規定に係る助言等に当たっては、家畜の種類及び用途等を踏まえた上で、より清潔な状態を確保するために必要な措置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

(3)「二 他の農場等に立ち込んだ車両が農場に出入りするときは、当該車両の消毒に努めること。」について

この規定は、家畜、生産物の出荷や飼料の搬入等に使用される車両等が、他の農場から直接、あるいは、と畜場等を介して農場内に家畜の伝染性疾病の病原体を持ち込み、飼養している家畜の感染源となる可能性があることから、この経路を遮断することを目的としている。

他の農場等(と畜場、食鳥処理場、飼料工場等の畜産関連施設を含む。以下同じ。)を走行した車両を介して家畜の伝染性疾病の病原体が農場へ侵入することを防止するため、車両が農場に出入りする際には、当該車両を消毒することが望ましい。

この場合、他の農場の土壌等が付着しているおそれのあるタイヤ、泥よけ等に対し消毒を行う必要がある。

車両の消毒の方法としては、車両消毒槽を利用した方法、噴霧器により消毒液を噴霧する方法等が考えられるが、家畜の種類、飼養形態、農場の規模、畜舎の構造、車両の種類、出入りの頻度等を勘案し、適切な方法を採用することが望ましい。

(4)「三 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち込んだ者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。」について

この規定は、農場又は畜舎間の人の移動が家畜の伝染性疾病の主要な経路とされていることから、家畜の所有者が畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、長靴

の消毒等により、病原体の侵入及びまん延を防ぐことを目的としている。

基準の一において、作業衣、作業靴等を清潔に保つことが規定されているが、畜舎に立ち入る場合には、こうした措置に加え、消毒等の措置をとる必要がある。また、飼養管理に用いる器具等については、原則として当該畜舎専用の物を用いるべきであるが、畜舎外から持ち込む必要がある場合は、これらについても同様に消毒等の必要な措置をとる必要がある。消毒等の実施に当たっては、畜舎の出入口部分に踏込み消毒槽及び手指消毒槽を設置するか、作業衣、長靴等を交換することが望ましい。

特に、他の農場等で家畜の糞、尿、唾液、乳等に接触したおそれのある者は、畜舎への立入りを認めないことが望ましいが、必要があってこれを認める場合は、本規定に基づいて手指、作業衣、長靴の消毒等を徹底することにより、病原体の侵入を防ぐ必要がある。

(5)「四 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。」について

この規定は、家畜の伝染性疾病の中には、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫に感染し、又は付着することにより侵入、拡大するものもあることから、この経路を遮断することを目的としている。

このためには、畜舎の破損部位を修繕するとともに、開口部にネット等を設けることによりこれらの畜舎内への侵入を防止し、また、ねずみ及びはえ、蚊等については、農場内に定着している場合など、必要に応じてこれらを駆除することが必要である。

一方、家畜の飼養形態は極めて多様であり、畜舎内で飼養されない場合もあることから、飼養状況に応じこれらの措置に努めることが適当である。したがって、本規定に係る助言等に当たっては、家畜の種類及び用途等を踏まえ、改善すべきと考えられる措置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

(6)「五 家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。」について

この規定は、家畜やねずみ、野鳥等の野生動物の糞、尿、唾液等に伝染性疾病の病原体が含まれていた場合、これらが家畜の飼料又は水に混入することで家畜への感染源となることから、この経路を遮断することを目的としている。

家畜に給与する飼料の安全性を確保するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）が定められており、同法に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）において、「有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある飼料は、使用してはならない。」とされているところである。しかしながら、家畜伝染病の発生を予防する観点からは、病原微生物に汚染している疑いが明らかでない場合であっても、家畜又は野生動物の糞及び尿等が混入することは望ましくないことから、基準においてこれらの混入のない清浄な飼料の給与に努めることを規定するものである。

また、家畜伝染病の発生を予防し生産物の安全を確保する観点から、家畜に給与する水については、飲用に適した清浄なものを給与することが望ましい。

一方、家畜の飼養形態は極めて多様であり、畜舎内で飼養されない場合もあることから、飼養状況に応じこれらの措置に努めることが適当である。したがって、本規定に係る助言等に当たっては、家畜の種類及び用途等を踏まえ、改善すべきと考えられる措置について助言及び指導するものとし、当該助言及び指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行い得ないと判断された場合は、都道府県知事による勧告及び命令を実施することが適当である。

(7)「六 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。」について

この規定は、家畜の疾病の早期発見により、初期段階における適切な治療と早期回復を通じ、常に飼養する家畜の健康を保ち、家畜の伝染性疾病の発生予防を図るとともに、伝染性疾病の早期発見を通じて適切にまん延防止を図ることにより、畜

産の振興と安全な畜産物の供給を図ることを目的としている。このため、通常の飼養管理の中で、常に家畜の健康状態に注意を払い、何らかの異常が認められた際には遅滞なく獣医師の診療を受けることが極めて重要である。

また、健康管理に当たっては、獣医師の診療を受けるべき異常を早期に把握する観点から、伝染性疾病を含む家畜疾病ごとの異常の傾向について、家畜の所有者が必要な知識を備えることが極めて重要であり、基準の十にもその旨が規定されている。また、「その他必要な場合」とは、家畜の衛生管理の方法に不明な点があった場合等を想定しており、こうした場合にも積極的に獣医師の指導を受けるべきであることを規定している。

本規定の遵守を確保する観点から、家畜の診療を行った獣医師は、その都度、当該家畜の所有者がいつから異常を把握していたか確認し、異常を認めてから診療を求めるまでに正当な理由なく時間を要している場合には、当該事例を反復することのないよう、必要な助言及び指導を行うことが望ましい。

(8) 「七 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。」
について

この規定は、単一の飼養区画に複数の家畜を過大な飼養密度で飼養した場合、家畜が過大なストレスを受けること、同居する家畜との接触の機会が増加すること等により、伝染性疾病を含む疾病の発生を誘引することを防止することを目的としている。

基準の目的は家畜の伝染性疾病の発生予防であるから、ここでいう「過密な」は、一定の飼養密度を定めて当該飼養密度で飼養することを推奨するものではなく、過大な飼養密度により、呼吸器病の発生が多発するなどの、健康異常を惹起しないように飼養することを示している。このため、飼養密度が過大であることと、家畜の健康に異常が認められることに、何らかの関連が想定される場合、これを改善するよう適切に助言等を行う必要がある。

また、適切な飼養密度は畜種ごとに一律に定められるものではなく、温度、湿度及び換気の状態等により異なることから、家畜の所有者に対し、基準の六の規定に従い日常の健康管理に努める中で、適切な飼養密度を把握するよう助言等を行う必要がある。

(9)「八 家畜を他の農場等に出荷する際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。」について

この規定は、家畜の移動が、家畜の伝染性疾病の主要な伝播経路の一つとされていることから、可能な限り家畜の伝染性疾病の病原体を伝播するリスクの低い状態で家畜を移動させるため、出荷時に家畜の健康状態を確認することを目的としている。

本規定において「健康状態を確認すること」というのは、獣医学的知見に基づき健康である旨の診断を行うことではなく、その家畜の所有者が日常の飼養管理で得られる通常の家畜の状態に照らして、これと異なることがないことを確認することを指し、必要に応じて、血清学的検査等を実施することも含む。なお、異常が認められた場合には、基準の六に規定されているとおり、獣医師の診療を求める必要がある。

(10)「九 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。」について

この規定は、出荷者側の伝染性疾病の病原体を伝播するリスクの低い状態で家畜を移動させるための取組として、基準の八が規定されているが、出荷時に疾病の潜伏期にある場合等、出荷時の検査のみで家畜の異常を確認することは困難であることから、導入者側においても同様に家畜に異常がないことを確認することを目的としている。この際、導入した家畜の健康状態が確認されるまでの間は、万一の場合に当該家畜から他の飼養家畜に感染が拡大するのを防止するため、相互に接触させないように飼養する必要がある。具体的には、隔離舎を利用するかオールインオールアウトを実施することが望ましいが、少なくとも、独立した飼養区画の利用、隔壁の設置等の措置が必要である。また、この間は飼養に用いる器具等についても、専用の物を用意するか、兼用とする場合には消毒等を徹底するべきであり、導入家畜に係る作業を最後にする等の配慮も重要である。

本規定における「家畜に異常がないこと」というのは、獣医学的知見に基づき診

断することではなく、その家畜の所有者が日常の飼養管理で得られる通常の家畜の状態に照らして、これと異なることがないことを指し、必要に応じて、血清学的検査等を実施することも含む。異常がないことを確認するまでに必要な期間は、導入した家畜の種類、性別、年齢等によって異なると考えられるが、少なくとも、輸送によるストレス等の影響が排除され、当該家畜の本来の健康状態が把握できると考えられるまでをその目安と考えるべきである。なお、異常が認められた場合には、基準の六に規定されているとおり、獣医師の診療を求める必要がある。

(11)「十 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。」について

この規定は、家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の予防に関する知識あるいは衛生管理に当たって具体的に活用できる技術の修得に積極的に努めることにより、衛生管理の向上を図ることを目的とするものである。

基準は、家畜の所有者のすべてが最低限守るべき衛生管理の方法について規定したものであるが、多種多様な飼養形態の家畜の所有者を対象にその達成に当たって実施すべき具体的な措置を一律数値化する等により詳細に規定することは現実的でない。このため、家畜の所有者が適切に基準を遵守し、農場の現状に応じた衛生管理の向上を図る上で、家畜の所有者が必要な知識と技術の習得を図っていくことが極めて重要であり、国及び都道府県等はそのための助言及び指導を行うことが必要である。

なお、家畜の所有者は、必要な知識及び技術の習得に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

ア 家畜の飼養管理に当たっては、家畜伝染病予防法に加え、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）、薬事法に基づく動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）等を遵守する必要がある

こと。

イ 家畜の衛生管理については、家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン(平成14年9月30日付け14生畜第2738号農林水産省生産局長通知)においてもHACCP(危害分析重要管理点)方式に基づく畜種ごとの具体的な衛生管理の方法について示されており、本基準の遵守の徹底からも極めて重要であること。